貸渡約款

個人情報の取扱いに

「輸の取扱いについて 信受人及び運転者(以下各々「借受人」、「運転者」という)は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報 を利用することに同意するものとします。 (1) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開 催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にて案内すること。 (2) 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。

笙1冬

第1章 総 則
: 《約款の適用)

当社はこの約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人
に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又
は一般の慣習によるものとします。
当社は、約款及び細則の態度:法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。 特約した場合
には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2条

3 4

5

6

第5条

4

第3章 貸 渡 (資渡契約の締結) 信受人は信受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとしま

借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。 適転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で重転者の義務と定められた事項を適回するものとにます。 当社は、レンケカーに関する基本通達(自除第138号 平成7年6月13日)2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡 原業)及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又 は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、債受人に対し、借受人の指する直転有の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提供を求めます。この場合。信受 人は自己が運転者のあるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提供するとものとし、 提供させるものとします。 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出され た書類の写しをとることがあります。 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出され た書類の写しをとることがあります。 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出され た書類の写しをとることがあります。

4

5

す。 当社は、貧渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。 当社は、信受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貧渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことが できるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。 第8条

付するものとします。 信受人又は運転者はレンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。 信受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。 信受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用 第14条(情愛人の管理責任) 情受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。 第15条(目標点較整備)

理者の注意義務をもってレンタカーを使用、保管するものとします。
第15条(日常点検整備)
信受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常 点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。
第16条(禁止行為)
信受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2) レンタカーを耐度の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
(3) レンタカーを制度し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供するなどの行為をすること。
(4) レンタカーの自動車登貨番号標又は車両番号標を偽造者しくは変遣し、又はレンタカーを改造者しくは改装する等その原状を変更すること。
(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
(6) 法令又は公库良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを使用すること。
(8) レンタカーを目が言ると、
(9) との作業不受けることない、ロンタカーを使用すること。
(9) との作業不受けることない、ロンタカーを使用すること。
(9) との作業不受が目をとない、ロンタカーを用すること。
(9) その他第7条の信要体とは対点とない。

(9) での他弟/宋の旧文米叶入は貞成米叶に連なりも116とりることとは、自らの責任と負担で違法駐車 信受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自らの責任と負担で違法駐車 に係る反則を参及び違法駐車に伴わシッカー参助、保管などの諸費用を納付するものとします。 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを

移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指定する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう 指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従わるのとします。 なお、当社は、レンタカーが警察により移動された 場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知事又は縁付書・領収証等により り確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を 行うものとします。 また、信受人又は運転者に対し、違法無事をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律 上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書 (以下「自認書」という」に自著するよう求めるものとし、信受 当社は、当社が道路交通法第51条の4第5項の放置違反金給付命令を受け、放置違反金を納付した場合とは信受 人もしては重視者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合、信受人又は運転者に対していつ でも放置違反金相当額及び当社が要した費用の請求を行うことができるものとし、信受人又は運転事は、当社が前 またした場合には、当社が前途であります。

割室又は及則強を納付し、当社が放適・基及室の適付を受けたときは、当社は放適・進及室相当報を信受人又は連転者 者に返還します。 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は当社が必要と認めた場合は、警察 に対して自認書及び資産証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対し て道路交通法第5、条の4第6項に定める弁明書、自認書及び資産証等の資料を提出することに同意します。 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、当社が第4項の財電温及金納付命令を受けたとき又は 当社が第4項に定める請求を行い、借受人又は運転者が当社の指定する期日までにこれを支払わなかったときは、 信受人又は運転者の個人情報等の取扱い及び今後のレンタカーの資渡に関する措置等について、第23条を準用す るものとします。

第5章 返 選 第18条(借受人の返還責任) 信受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。 2 信受人は、天災その他の不可抗力により措受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連続し、当社の指示に従うものとします。 第19条(レンタカーの確認等) 信受人は、当社立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

す。
第2条(資源情報の登録と利用の合意)
約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転車は、前条第1項各号に該当することとなったときは、信受人及び運転車の氏名・住所等を含む容観的な資渡事実に基づく情報が(社)全国レンタカー協会に
7年を起えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会
とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。
2 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、信受入及び運転者は、前条第1項各号に該当することとなったときは、前項の情報が(執)・ンタカーズ南4規に共有する資源注意者リスト・登録されることに同意するものとします。
なお、この場合、当社は、今後レンタカーの資渡をお断りすることがあります。

第6章 故障・事故・恣難時の措置 第24条(レンタカーの故障) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡する とともに、当社の指示に従うものとします。 第25条 (等 故) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかか わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。 (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場

(1) 直ちに事故の状況寺を当社に報百い、当社が招かにないた。
(2) 前身の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
(3) 当社は、借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
(3) 当社は、借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
第26条(盗難) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
(2) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
(3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を運港なく提出すること。
第27条(使用不能による資理契約の終了) 信受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、資建契約は終すするものとします。
(4) 権受人又は運転者は、前項の場合、当社が指定する場所までのレンタカーの引取及び修理等に要する使用を負担するものとし、当社は受領系のの選集料金を返還しないものとします。但し、事故等が第3項又は第5月に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

故障等が資運動に与たり環境を受けていいては第5条第3項を維用するものとします。
な確等が資運動に与たり環境を受けないときは、当社は受領系の資渡料金を全額返還するものとします。
なる解析が関連している場合と関係を受けないときは、当社は受領系の資渡料金を全額返還するものとします。
(4) 世界人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生する損害について当社

のとします。 のとします。 信受人及び運転者は、本条に定める指置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社 に対し、本条に定める以外のいかなる額求もできないものとします。

に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。
第7章 賠償及び補償
第28条 (情受人による賠償及び営業補償)
借受人これる賠償及び営業補償)
信受人による賠償及び営業補償)
信受人には連転者は、信受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
前項の当社の損害のうち、事故、認識、信受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、信受人はこれを支払力ものとします。
第29条 (保 険)
信受人又は運転車が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
(1) 対人補償 1名につき時側限 (自賠責保険を含む)
(2) 対物補償 1事故につき時側限 (自賠責保険を含む)
(2) 対物補償 1事故につき時個服 (免責額15万円)
(3) 専両補償 1本故につき時価まず(免責額10万円)
(4) 人身傷害補償 1名につき時価まず(免責額10万円)
(4) 人身傷害補償 1名につきちのの万円まで
保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、信受人又は運転率の支払前が加減に定める保険金の免責額に相当する損害については、信受人が予め当社に免責保証料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責保証料の支払がないときは信受人又は運転者の負担とします。
第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、信受人が予め当社に免責保証料を支払ったときは当社の負担とします。6第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、信受人が予め当社に免責保証料を支払ったときは当社の負担とします。6第1項に定める根金の免責額に相当する損害については、信受人が予め当社に免責保証料を支払ったときは当社の負担とします。6第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は資證料金に含みます。

第8章 解除 第30条

第9章 雑 則 第32条 (相 殺) 当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも 相殺することができるものとします。 第33条 (消費税) 借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。 第34条 (運延損害金)

附則 約款は 平成22年1月1日から施行します。 附則 約款(一部改正)は、令和6年12月14日から施行します。